

令和7年度

「甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業」業務委託に  
おける優先交渉権者選考審査基準

令和7年8月

甲斐市

## 1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

### (1) 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点 別紙「審査基準」に基づき提案内容から評価
- ・価格点 「提案価格書（様式5）」に記載された金額（税込）から評価

優先交渉権者については、各審査委員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を優先交渉権者として受託候補者とし、第2位の者を次点候補者とする。順位決定を行う際、同順位の提案者が複数ある場合は、同順位のうち参加者順位第2位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合、審査委員の審査点の合計が最も高い者を上位として扱う。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・仕様書で示す各業務を十分理解されていること。

なお、参加者が1者のみだった場合については、本業務が可及的速やかな事業の具体化が求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

### (2) 技術点・価格点の配分

点数については、合計110点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

合計点 110点	技術点 100点
	価格点 10点

## 2 技術点・価格点の採点方法

### (1) 技術点の採点方法

各評価の採点にあたっては、1点から5点の5段階による評価を行い、必要に応じて評価の根拠等をコメント欄に記述する。

また、1点から5点の判断基準については、次の基準とする。

採点基準	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容は乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。

別紙「審査基準」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。(以下の計算式参照)

$$\text{技術点} = \text{採点基準} \times \text{評価配分}$$

※評価配分については、別紙「審査基準表」参照

## (2) 価格点の採点方法

全参加者中、最低見積額を満点とし、その割合を案分して評価する。価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最低提案価格} / \text{提案価格}) \times 10 \text{点}$$

※小数点以下切捨